

刈谷市新産業技術開発支援補助金

令和5年4月1日現在

◆ 概 要

企業の新たな技術開発を促進し、事業の発展に資するため、公的試験機関であるあいち産業科学技術総合センター、名古屋市工業研究所及び公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトン光センターが行う依頼試験等を利用する事業者に対し補助金を交付します。

◆ 対象事業者

次のいずれか(①・②)に該当する事業者

- ① 刈谷市内に本店登記を有する法人事業者又は刈谷市内に住民登録を有する個人事業者
- ② 刈谷市外に本店登記を有する法人事業者又は刈谷市外に住民登録を有する個人事業者のうち、刈谷市内に事業所を有し、依頼試験等とその事業所における自らの事業の用に供するため利用する事業者

◆ 対象経費

「あいち産業科学技術総合センター」、「名古屋市工業研究所」及び「公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトン光センター」が行う依頼試験等の利用に要した手数料

※ あいち産業科学技術総合センターには、産業技術センター・常滑窯業技術センター・瀬戸窯業技術センター・食品工業技術センター・尾張繊維技術センター・三河繊維技術センターが含まれます。

※ 申請する年度に納入した手数料が対象です。

対象となる依頼試験等の内容

あいち産業科学技術総合センター	分析、試験(一般試験、窯業・機械金属工業・木材工業・印刷・包装・食品工業・繊維工業に関する試験)、工業デザイン及び機械器具の設計、鑑定、試料調製、材料加工
名古屋市工業研究所	試験・測定・検定、鑑定、分析、加工修理、設計
公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトン光センター	ビームライン利用

◆ 補助金額

手数料に3分の2を乗じた額(円未満切捨て)

※ 同一事業者について、1年度につき50万円が限度となります。

◆ 申 請

所定の申請書(刈谷市ホームページからダウンロードできます。)に必要事項を記入し、次の書類(①・②)を添えて刈谷市役所商工業振興課まで持参してください。

- ① 依頼試験等に係る依頼書、又は利用申込書の写し
- ② 依頼試験等の利用に要した手数料、又は利用料の領収書の写し

※ 複数の依頼試験等をまとめて申請することもできます。

◆ 注 意

令和5年度中に納入した依頼試験等に係る補助金の申請は、令和6年3月31日までにご提出ください。この期限を超えた場合は申請ができません。

お問合せ先 刈谷市役所 商工業振興課 電話 0566-62-1016